

平成27年3月25日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成26年(行ケ)第2号 選挙無効請求事件

口頭弁論終結日 平成27年1月30日

判 決

当事者 別紙当事者目録記載のとおり

主 文

- 1 原告らの請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告らの負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

平成26年12月14日に行われた衆議院（小選挙区選出）議員選挙の富山県第1区ないし第3区、石川県第1区ないし第3区並びに福井県第1区及び第2区における選挙をいずれも無効とする。

第2 事実関係

1 事案の概要

本件は、平成26年12月14日施行の第47回衆議院議員総選挙（以下「本件選挙」という。）について、小選挙区の富山県第1区ないし第3区、石川県第1区ないし第3区並びに福井県第1区及び第2区の選挙人である原告らが、小選挙区選出議員の選挙の選挙区割りを定める公職選挙法13条1項及び別表第1の規定は憲法に違反し無効であるから、これに基づき施行された本件選挙の上記各選挙区における選挙も無効であると主張して、公職選挙法204条に基づき、選挙の無効を求めた事案である。

2 前提事実

(1) 当事者

原告らは、本件選挙の富山県第1区ないし第3区、石川県第1区ないし第3区並びに福井県第1区及び第2区における選挙人である。

(争いのない事実)

(2) 本件選挙

本件選挙のうち小選挙区選出議員の選挙（以下「小選挙区選挙」という。）は、公職選挙法13条1項及び別表第1の選挙区及び議員定数の規定（以下「本件区割規定」という。）に従って施行された。

(争いのない事実)

(3) 本件選挙に至るまでの公職選挙法の改正経緯、最高裁判決等

ア 平成6年公職選挙法改正

昭和25年に制定された公職選挙法は、衆議院議員の選挙制度につき中選挙区単記投票制を採用していたが、平成6年1月に公職選挙法の一部を改正する法律（平成6年法律第2号）が成立し、その後、平成6年法律第10号及び同第104号によりその一部が改正され、これらにより、衆議院議員の選挙制度は、従来の中選挙区単記投票制から小選挙区比例代表並立制に改められた。

上記公職選挙法の一部を改正する法律（平成6年法律第2号）と同時に成立した衆議院議員選挙区画定審議会設置法（平成6年法律第3号。ただし、平成24年法律第95号による改正前のもの。以下、同改正前の同法を「旧区画審設置法」といい、同改正の前後を通じて「区画審設置法」という。）によれば、衆議院議員選挙区画定審議会（以下「区画審」という。）は、衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定について調査審議し、必要があると認めるときは、その改定案を作成して内閣総理大臣に勧告するものとされており（区画審設置法2条），また、旧区画審設置法3条は、上記選挙区の区割りの基準につき、①1項において、区画審が改定案を作成するに当たっては、各選挙区の人口の均衡を図り、各選挙区の人口のうち、その最も多いものを最も少ないもので除して得た数が2以上にならないようすることを基本とし、行政区画、地勢、交通等の事情を総合的に考慮

して合理的に行わなければならないものと定めるとともに、②2項において、各都道府県の区域内の小選挙区選出議員の選挙区の数は、各都道府県にあらかじめ1を配当することとし（以下、この方式を「1人別枠方式」という。），この1に、小選挙区選出議員の定数に相当する数から都道府県の数を控除した数を人口に比例して各都道府県に配当した数を加えた数とすると定めていた（以下、上記①及び②の区割基準を「本件旧区割基準」といい、これを定める上記規定を「本件旧区割基準規定」という。）。

上記勧告は、統計法の規定により10年ごとに行われる国勢調査の結果による人口が最初に官報で公示された日から1年以内に行うものとされ（区画審設置法4条1項），区画審は、同項の規定にかかわらず、各選挙区の人口の著しい不均衡その他特別の事情があると認めるときは、上記勧告を行うことができるものとされていた（同条2項）。

イ 最高裁平成11年11月10日大法廷判決

上記公職選挙法改正後に初めて施行された平成8年10月20日の第41回衆議院議員総選挙に関する最高裁平成11年11月10日大法廷判決・民集53巻8号1441頁（以下「平成11年大法廷判決」という。）は、1人別枠方式について、相対的に人口の少ない県に定数を多めに配分し、人口の少ない県に居住する国民の意見をも十分に国政に反映させることができるようにすることを目的とするものであり、他方、旧区画審設置法3条1項は、選挙区間の人口較差が2倍未満となるよう区割りすることを基準として定め、投票価値の平等にも十分配慮していると認められるとからすると、本件旧区割基準を定めたことが投票価値の平等との関係において国会の裁量の範囲を逸脱するということはできず、本件旧区割基準規定及び本件旧区割基準に従って定められた小選挙区選挙の選挙区割りを定める公職選挙法の規定は、上記選挙当時、憲法14条1項等の憲法の規定に違反していたとは認められない旨判示した。

ウ 平成14年公職選挙法改正

区画審は、平成12年10月に実施された国勢調査（以下「平成12年国勢調査」という。）の結果に基づき、平成13年12月、小選挙区選挙の選挙区に関し、旧区画審設置法3条2項に従って各都道府県の議員の定数につきいわゆる5増5減を行った上で、同条1項に従って各都道府県内における選挙区割りを策定した改定案を作成して内閣総理大臣に勧告し、これを受けて、平成14年7月、上記勧告どおり選挙区割りの改定を行うことなどを内容とする公職選挙法の一部を改正する法律（平成14年法律第95号）が成立した（以下、同改正後（後記平成24年法律第95号による改正前）の公職選挙法13条1項及び別表第1を併せて「本件旧区割規定」という。）。

平成12年国勢調査の結果を前提とすると、本件旧区割規定の下での選挙区間の人口の最大較差は、最少の高知県第1区と最多の兵庫県第6区との間で1対2.064であり、高知県第1区と比較して較差が2倍以上となっている選挙区は9選挙区であった。

エ 最高裁平成19年6月13日大法廷判決

平成17年9月11日、本件旧区割規定の定める選挙区割りの下で第4回衆議院議員総選挙（以下「平成17年選挙」という。）が施行された。平成12年国勢調査の結果に基づく平成17年選挙当日における選挙区間の選挙人数の最大較差は、最少の徳島県第1区と最多の東京都第6区との間で1対2.171であった。

平成17年選挙に関する最高裁平成19年6月13日大法廷判決・民集61巻4号1617頁（以下「平成19年大法廷判決」という。）は、平成17年選挙当時における選挙区間の投票価値の不平等が、一般に合理性を有するものとは考えられない程度に達し、憲法の投票価値の平等の要求に反する程度に至っていたということはできないとして、本件旧区割基準

及び本件旧区割規定は、その改定当時においても、平成17年選挙当時ににおいても、憲法14条1項等の憲法の規定に違反していたとはいえない旨判示した。

オ 最高裁平成23年3月23日大法廷判決

平成21年8月30日、本件旧区割規定の定める選挙区割りの下で第45回衆議院議員総選挙（以下「平成21年選挙」という。）が施行された。平成21年選挙当日における選挙区間の選挙人数の最大較差は、最少の高知県第3区と最多の千葉県第4区との間で1対2,304であり、高知県第3区と比較して較差が2倍以上となっている選挙区は45選挙区であった。

平成21年選挙に関する最高裁平成23年3月23日大法廷判決・民集65巻2号755頁（以下「平成23年大法廷判決」という。）は、旧区画審設置法3条1項について、投票価値の平等の要請に配慮した合理的な基準を定めたものであると評価する一方、平成21年選挙当時に選挙区間の投票価値の較差が上記のとおり拡大していたのは、1人別枠方式がその主要な要因となっていたことが明らかであり、かつ、人口の少ない地方における定数の急激な減少への配慮等の視点から導入された1人別枠方式は、その導入後の最初の衆議院議員総選挙から既に10年以上を経過し、新しい選挙制度が定着し安定した運用がされていた平成21年選挙当時には、その不合理性が投票価値の較差としても現れ、その立法時の合理性が失われていたにもかかわらず、投票価値の平等と相容れない作用を及ぼすものとして、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っており、また、本件旧区割規定の定める選挙区割りについても、そのような状態にあった1人別枠方式を含む本件旧区割基準に基づいて定められたものである以上、平成21年選挙時における上記のような選挙区間の較差の状況下において、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていたと判示した。

そして、同判決は、平成19年大法廷判決が、平成17年選挙当時における本件旧区割基準及び本件旧区割規定について、いずれも憲法の投票価値の平等の要求に反する程度に至っていない旨判示されていたことなどを考慮すると、上記の違憲状態につき憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかつたとはいえないから、本件旧区割基準規定及び本件旧区割規定が憲法14条1項等の憲法の規定に違反するものということはできないとした上で、事柄の性質上必要とされる是正のための合理的期間内に上記の状態を解消するために、できるだけ速やかに1人別枠方式を廃止し、旧区画審設置法3条1項の趣旨に沿って本件旧区割規定を改正するなど、投票価値の平等の要請にかなう立法的措置を講ずる必要があると判示した。

力 平成24年公職選挙法等改正

国会において、平成23年大法廷判決を受け、是正の方策につき各政党による検討を経た上で、平成23年10月以降、衆議院選挙制度に関する各党協議会の会合が十数回開催され、政党間の協議が行われた。その間、投票価値の較差の是正のほか、議員の定数の削減や選挙制度の抜本的改革の問題をめぐって検討が重ねられたが、成案を得られないまま、平成22年10月に実施された国勢調査（以下「平成22年国勢調査」という。）の結果に基づく区画審による選挙区割りの改定案の勧告の期限である平成24年2月25日を経過した。

その後、区画審が選挙区割りの改定案の検討に着手するための所要の法改正の作業が優先され、同年6月及び7月、複数の政党の提案に係る改正法案がそれぞれ第180回国会に提出された。これらの改正法案は、①1人別枠方式の廃止（旧区画審設置法3条2項の削除）及びいわゆる0増5減（各都道府県の選挙区数を増やすことなく議員1人当たりの人口の少ない5県の各選挙区数をそれぞれ1減することをいう。以下同じ。）の点で

内容を同じくし、②比例代表選挙の総定数の削減及び小選挙区選挙との連用制の採否の点で内容を異にするものであったが、上記②をめぐる政党間の意見対立のため、上記国会の会期中にはいずれも成立せず、同年10月に召集された第181回国会において、継続審議とされていた上記①の点のみを内容とする改正法案が、同年11月15日に衆議院で可決され、翌16日の衆議院解散の当日に参議院で可決されて平成24年法律第95号（以下「平成24年改正法」といい、同法による公職選挙法等の改正を「平成24年改正」という。）として成立した。

平成24年改正法は、1人別枠方式の廃止を含む制度の是正のためには、区画審の審議を挟んで区割基準に係る旧区画審設置法の改正と選挙区割りに係る公職選挙法の改正という二段階の法改正を要することから、附則において、旧区画審設置法3条2項を削除する改正規定は公布日から施行するものとする一方で、各都道府県の選挙区数の0増5減を内容とする改正後の公職選挙法の規定は次回の総選挙から適用する（公職選挙法の改正規定は別に法律で定める日から施行する）ものとし、上記0増5減を前提に、区画審が選挙区間の人口較差が2倍未満となるように選挙区割りを改める改定案の勧告を公布日から6月以内に行い、政府がその勧告に基づいて速やかに法制上の措置を講ずべき旨を定めた。平成24年改正により、旧区画審設置法3条1項が同改正後の区画審設置法3条（以下「新区画審設置法3条」という。）となり、同条においては、上記アの①の基準のみが区割基準として定められている（以下、この区割基準を「本件区割基準」という。）。

ヰ 平成24年衆議院議員総選挙

平成24年改正法の成立と同日に衆議院が解散され、平成24年12月16日、第46回衆議院議員総選挙（以下「平成24年選挙」という。）が施行されたが、上記のとおり、平成24年改正法の内容に沿って選挙区

割りを改定するためには、新たな区画審の勧告及びこれに基づく別途の法律の制定を要し、平成24年選挙までに新たな選挙区割りを定めることは時間的に不可能であったため、平成24年選挙は、平成21年選挙と同様に、本件旧区割規定及びこれに基づく選挙区割りの下で施行された。

平成24年選挙当日における選挙区間の議員1人当たりの選挙人数の最大較差は、最少の高知県第3区と最多の千葉県第4区との間で1対2.425であり、高知県第3区と比べて較差が2倍以上となっている選挙区は72選挙区であった。

ク 平成24年改正法の改正

平成24年改正法の成立後、同改正法附則の規定に従って区画審による審議が行われ、平成25年3月28日、区画審は、内閣総理大臣に対し、選挙区割りの改定案の勧告を行った。この改定案は、上記附則の規定に基づき、各都道府県の選挙区数の0増5減を前提に、選挙区間の人口較差が2倍未満となるように17都県の42選挙区において区割りを改めることを内容とするものであった。

内閣は、上記勧告を受けて、同年4月12日、平成24年改正法に基づき、同改正法のうち上記0増5減を内容とする公職選挙法の改正規定の施行期日を定めるとともに、上記改定案に基づく選挙区割りの改定を内容とする公職選挙法の改正事項を定める法制上の措置として、平成24年改正法の一部を改正する法律案を第183回国会に提出し、平成25年6月24日、平成25年法律第68号（以下「平成25年改正法」といい、同法による改正を「平成25年改正」という。）として成立した。平成25年改正法は、同月28日に公布・施行され、平成25年改正後の平成24年改正法中、上記0増5減及びこれを踏まえた区画審の上記改定案に基づく選挙区割りの改定を内容とする公職選挙法の改正規定は、同年7月28日に施行され、これにより、各都道府県の選挙区数の0増5減とともに上記

改定案のとおりの選挙区割りの改定が行われ（同改定後の規定が本件区割規定である。），平成22年国勢調査の結果に基づく選挙区間の人口の最大較差は1.998倍に縮小した。

ケ 最高裁平成25年11月20日大法廷判決

平成24年選挙に関する最高裁平成25年11月20日大法廷判決・民集67巻8号1503頁（以下「平成25年大法廷判決」という。）は、平成24年選挙時において、本件旧区割規定の定める選挙区割りは、平成21年選挙当時と同様に憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあつたものであると判示した。

そして、同判決は、本件旧区割基準中の1人別枠方式に係る部分及び同方式を含む本件旧区割基準に基づいて定められた選挙区割りについて、平成19年大法廷判決までは憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていないとする最高裁判所の判断が続けられており、これらが憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っているとする最高裁判所の判断が示されたのは、平成23年大法廷判決が言い渡された平成23年3月23日であり、国会においてこれらが上記の違憲状態にあると認識し得たのはこの時点からであったというべきであるところ、平成23年大法廷判決を受けて、平成24年選挙までに、1人別枠方式を定めた旧区画審設置法3条2項の規定が削除され、かつ、全国の選挙区間の人口較差を2倍未満に収めることを可能とする定数配分と区割り改定の枠組みが定められており（平成24年改正法），しかも、同改正法の定めた枠組みに基づき、平成24年選挙後、本来の任期満了時までに、区画審の改定案の勧告を経て平成25年改正法が成立し、定数配分の上記0増5減の措置が行われ、平成22年国勢調査の結果に基づく選挙区間の人口較差を2倍未満に抑える選挙区割りの改定が実現されており、平成24年選挙前の時点において較差是正の実現に向けた一定の前進と評価し得る法改正が成立していたという

ことができる等の諸事情に照らすと、国会における較差是正の実現に向けた取組が平成23年大法廷判決の趣旨を踏まえた立法裁量権の行使として相当なものでなかったということはできず、憲法上要求される合理的期間を超過したものと断することはできないとして、本件旧区割規定が憲法14条1項等の憲法の規定に違反するものということはないと判示した。

その上で、平成25年大法廷判決は、上記0増5減の措置における定数削減の対象とされた県以外の都道府県については、本件旧区割基準に基づき配分された定数がそのまま維持されており、平成22年国勢調査の結果に基づき本件区割基準による定数の再配分が行われているわけではなく、全体として新区画審設置法3条の趣旨に沿った選挙制度の整備が十分に実現されているとはいえないため、今後の人口変動により再び較差が2倍以上の選挙区が出現し増加する蓋然性が高いと想定されるなど、1人別枠方式の構造的な問題が最終的に解決されているとはいえず、国会においては、今後も、新区画審設置法3条の趣旨に沿った選挙制度の整備に向けた取組が着実に続けられていく必要があると附言した。

(以上につき、顕著な事実、甲1、3、47、乙2、弁論の全趣旨)

コ 平成25年大法廷判決後の国会の取組

平成25年大法廷判決後、国会において、与野党による衆議院選挙制度に関する実務者協議が開かれ、上記選挙制度の改革について協議が重ねられたが、政党間の意見の隔たりが大きく合意を得るには至らなかった。そこで、平成26年6月19日、衆議院に上記選挙制度に関する調査・検討等を行うための有識者による議長の諮問機関として「衆議院選挙制度に関する調査会」（以下「選挙制度調査会」という。）が設置された。

選挙制度調査会の諮問事項は、現行制度を含めた選挙制度の評価、各党の総選挙公約にある衆議院議員定数削減の処理、一票の較差を是正する方

途及び現行憲法の下での衆参両議院選挙制度の在り方の問題点とされ、各会派は選挙制度調査会の答申を尊重するものとされており、同年9月11日の第1回会合において、月に1回ないし2か月に3回程度のペースで会合を開催すること、まずは一票の較差問題について議論を行うことなどが取り決められた後、同年10月9日、同月20日及び同年11月20日に、一票の較差問題を議題として上記会合が行われ、定数配分の基準（都道府県単位かブロック単位か）、定数配分の方式、選挙区割りの改定の頻度、定数削減等の問題を含む多角的な観点から議論が交わされ、ひとまずは、都道府県を単位に配分すること、選挙区割りの改定は10年ごとの国勢調査を基本とし、5年ごとの国勢調査（簡易調査）を基に改定するか否かは区画審が判断することなどの点で、意見の集約が図られた。

（甲37、乙3ないし8（枝番を全て含む。），弁論の全趣旨）

サ 本件選挙

平成26年11月21日、衆議院が解散され、同年12月14日、本件区割規定の定める選挙区割りの下での初めての衆議院議員総選挙となる本件選挙が施行された。

本件選挙当日の選挙区間における議員1人当たりの選挙人数の最大較差は、最少の宮城県第5区を1とした場合、最多の東京都第1区は2.129であり、宮城県第5区と比べて較差が2倍以上となっている選挙区は13選挙区であった。

なお、本件選挙施行当時の選挙制度によれば、衆議院議員の定数は475人とされ、そのうち295人が小選挙区選出議員、180人が比例代表選出議員とされ（平成24年改正後の公職選挙法4条1項），小選挙区選出議員の選挙については、都道府県別に295の選挙区を設け、各選挙区において1人の議員を選出するものとされ（同法13条1項、別表第1。本件区割規定），比例代表選出議員の選挙については、全国に11の選挙区

を設け、各選挙区において所定数の議員を選出するものとされている（同法13条2項、別表第2）。総選挙においては、小選挙区選挙と比例代表選挙とを同時に行い、投票は小選挙区選出議員及び比例代表選出議員ごとに1人1票とされている（同法31条、36条）。

（争いがない事実、乙1、弁論の全趣旨）

シ 本件選挙後の国会の取組

選挙制度調査会は、上記解散により一時中断されることとなったが、上記解散に先立って開催された衆議院議院運営委員会の理事懇談会において、本件選挙後に選挙制度調査会を再開することが合意されており、本件選挙後に就任した町村信孝衆議院議長は、就任後の記者会見において、選挙制度調査会を継続させた上で、結論を急ぐ考えを示した。

そして、平成26年12月26日に開催された衆議院議院運営委員会の理事会においても、選挙制度調査会を存続する方針が確認された。

（乙9ないし11、弁論の全趣旨）

3 争点

本件区割規定は、本件選挙時において、憲法の規定に違反し無効であるか。

4 争点に関する当事者の主張

(1) 原告らの主張

ア まとめ

本件区割規定は、本件選挙時において、憲法の規定に違反しているから、是正のための合理的期間の経過の有無を問うことなく、憲法98条1項により無効というべきである。

イ 違憲状態の有無

(ア) 本件区割規定は、次の各規定によって憲法上要求される人口比例選挙の保障（出席議員の過半数が必ず主権者である国民の過半数から選出されるためには、厳格な人口比例の基準に基づいて定められた選挙区割り

の下での選挙、すなわち、人口比例選挙以外にあり得ない。) に反する選挙区割りを定めているから、憲法の規定に違反し、憲法 98 条 1 項により無効である。

a 憲法前文の「日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し」及び「ここに主権が国民に存することを宣言し」との規定

b 憲法 1 条の「主権の存する日本国民」との規定

c 憲法 56 条 2 項の「両議院の議事は、この憲法に特別の定めのある場合を除いては、出席議員の過半数でこれを決し」との規定

(イ) また、平成 23 年大法廷判決は、本件旧区割基準のうち 1 人別枠方式に係る部分は、憲法の投票価値の平等の要求に反するに至っており、本件旧区割規定の定める選挙区割りも、憲法の投票価値の平等の要求に反するに至っていたと明確に判示した。また、平成 25 年大法廷判決は、平成 25 年改正によっても、0 増 5 減の措置における定数削減の対象とされた県以外の都道府県については、本件旧区割基準に基づいて配分された定数がそのまま維持されており、平成 22 年国勢調査の結果に基づき本件区割基準による定数の再配分が行われているわけではなく、全体として新区画審設置法 3 条の趣旨に沿った選挙制度の整備が十分に実現されているとはいえず、1 人別枠方式の構造的な問題が最終的に解決されているとはいえないと判示した。

上記のとおり、本件区割規定は、平成 23 年大法廷判決及び平成 25 年大法廷判決が憲法の要求する投票価値の平等に反すると判示した 1 人別枠方式を実質的に廃止していない選挙区割りを定めているから、平成 23 年大法廷判決及び平成 25 年大法廷判決に照らしてさえ、憲法の投票価値の平等の要求に反し、憲法 98 条 1 項により無効である。

ウ 合理的期間の経過の有無

合理的期間の判例法理は、それ自体が憲法の規定に違反し（事情判決の判例法理も同様。なお、本件選挙においては、仮に事情判決の法理を適用するとしても、選挙を無効とすることによって生じる利益と選挙を無効とすることによって生じる公の不利益とを比較衡量すると、公の不利益というものはないから、上記法理を適用すべきではない。），憲法98条1項により無効である。

仮にそうでないとしても、本件選挙時において、平成25年大法廷判決が合理的期間の始期と判示した平成23年大法廷判決の言渡日である平成23年3月23日から3年8か月22日を経過していたのであり、1人別枠方式が本質的に廃止されることではなく、区画審設置法4条1項が、区画審による改定案の作成及び内閣総理大臣への勧告について、統計法5条2項本文により10年ごとに行われる国勢調査の結果による人口が最初に官報で公示された日から1年以内に行うと定めていること、平成24年改正法附則が、選挙区割りの改定案に係る区画審の勧告が同法の施行日から6月以内に行われることを予定していること等に照らせば、憲法の規定に違反する本件区割規定を是正するための合理的期間を既に超過したというべきであるから、本件区割規定は、憲法98条1項により無効である。

なお、選挙区割りを国会で改正するに当たって、国會議員は、それが自己の身分の喪失に関わり得る事項であっても、一切利益によることなく、公益のために、選挙区割りに関する立法裁量権の行使を遅滞なく合理的に行使するよう要求されている。したがって、国議員が当該立法裁量権の行使を私益のために遅延させることは、憲法99条に違反する行為である。

(2) 被告らの主張

ア まとめ

本件区割規定は、本件選挙時において、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあったとはいはず、また、仮に同状態にあったと評価される

にしても、憲法上要求される合理的期間内に是正がされなかつたとはいえないから、憲法の規定に違反していない。

イ 違憲状態の有無

(ア) 憲法は、投票価値の平等を要求しているが、投票価値の平等は、選挙制度の仕組みを決定する絶対の基準ではなく、国会が正当に考慮することのできる他の政策的目的ないし理由との関連において調和的に実現されるべきものであり、選挙制度の仕組みの決定については、国会に広範な裁量が認められている。

衆議院議員の選挙につき全国を多数の選挙区に分けて実施する制度が採用される場合には、選挙制度の仕組みのうち定数配分及び選挙区割りを決定するに際して、憲法上、議員1人当たりの選挙人数ないし人口ができる限り平等に保たれることを最も重要かつ基本的な基準とすることが求められるが、それ以外の要素も合理性を有する限り国会において考慮することが許容され、国政遂行のための民意の的確な反映を実現するとともに、投票価値の平等を確保するという要請との調和を図ることが求められている。したがって、このような選挙制度の合憲性は、これらの諸事情を総合的に考慮した上で、国会に与えられた裁量権の行使として合理性を有するといえるか否かによって判断されることになり、国会が選挙制度の仕組みについて具体的に定めたところが、上記のような憲法上の要請に反するため、上記の裁量権を考慮してもなおその限界を超えており、これを是認することができない場合に、初めて憲法に違反することになると解すべきである。

(イ) 本件区割規定は、平成23年大法廷判決において憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあると判示された本件旧区割規定及びその定める選挙区割りが改正された後のものであり、1人別枠方式による定数配分の考え方とは全く内容を異にしていて、本件区割規定の定める選挙区

割りの下では、平成22年国勢調査の結果に基づく選挙区間の人口の最大較差が1.998倍に縮小し、平成23年大法廷判決がその合理性を認めている本件区割基準を定める新区画審設置法3条の趣旨に沿うものとなった。したがって、これにより、上記の違憲状態は解消された。

確かに、平成25年大法廷判決が判示するように、平成24年改正及び平成25年改正により、1人別枠方式の構造的な問題が最終的に解決したとはいえないから、その後の人口変動の結果、本件選挙日の選挙区間における議員1人当たりの選挙人数の最大較差が2倍を超える状態が発生した。しかし、もともと選挙区割りの改定は、原則として10年ごとに行われる大規模国勢調査に基づいて行われることとされており（区画審設置法4条1項），平成25年大法廷判決においても、この問題の解決は、今後の国勢調査の結果を踏まえた区割りの見直しにおいて行われることが想定されていたのであり、それまでの人口変動による選挙人数の最大較差の拡大は一定程度避け難い上、本件選挙における上記最大較差は2倍を僅かに超えるものにすぎず、過去の累次の最高裁大法廷判決における最大較差を下回ることに照らせば、本件選挙における上記最大較差から、直ちに本件区割規定の定める選挙区割りが憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあったということはできない。

(ウ) 以上のとおり、本件区割規定は、本件選挙時において、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあったとはいはず、憲法の規定に違反していない。

ウ 合理的期間の経過の有無

(ア) 仮に本件区割規定が本件選挙時において憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあったとしても、憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかったといえるか否かを判断するに当たっては、単に期間の長短のみならず、是正のために採るべき措置の内容、そのために検

討を要する事項、実際に必要となる手続や作業等の諸般の事情を総合考慮して、国会における是正の実現に向けた取組が司法の判断の趣旨を踏まえた立法裁量権の行使として相当なものであったといえるか否かという観点から評価すべきものと解される。

そうすると、憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかつたか否かは、裁判所において投票価値の較差が憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っているとの判断が示されるなど、国会が、違憲状態となったことを認識し得た時期を基準として、上記の諸般の事情を総合考慮して判断されるべきである。

- (イ) 上記のとおり、平成24年改正及び平成25年改正により、平成22年国勢調査の結果に基づく選挙区間の人口の最大較差が1.998倍に縮小し、平成23年大法廷判決がその合理性を認めている本件区割基準を定める新区画審設置法3条の趣旨に沿うものとなったこと、1人別枠方式の構造的な問題の最終的な解決が、今後の国勢調査を経た上で行われることは、平成25年大法廷判決が想定しているところであり、それまでの人口変動により最大較差が一定程度拡大することは避け難いこと、本件選挙日の選挙区間における議員一人当たりの選挙人数の最大較差は2倍を僅かに超えるものにすぎず、過去の累次の大法廷判決における最大較差を下回るものであることに加え、国会においては、平成25年大法廷判決以降も、今後の人口変動によっても憲法の投票価値の平等の要求に反する状態とならないようにするための選挙制度の改革に向けた検討が重ねられており、今後も引き続き議論が進展していく見通しであることに照らせば、国会が今後の国勢調査の結果や平成23年大法廷判決及び平成25年大法廷判決の趣旨を踏まえた適切な較差是正措置を講ずることが、十分に見込まれる状況にある。

- (ウ) したがって、仮に本件区割規定が本件選挙時において憲法の投票価値

の平等の要求に反する状態にあったとしても、国会において、本件選挙までに本件区割規定が上記の違憲状態になったことを認識し得たとはいえない、また、本件選挙までのいずれかの時点で本件区割規定が上記の違憲状態になったことを認識し得たとしても、本件選挙時において上記の違憲状態につき憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかつたとはいえないから、いずれにせよ、本件区割規定は、本件選挙時において、憲法の規定に違反していない。

第3 当裁判所の判断

1 合憲性判定のための基準

(1) 憲法は、選挙権の内容の平等、換言すれば投票価値の平等を要求しているものと解される。他方、投票価値の平等は、選挙制度の仕組みを決定する絶対の基準ではなく、国会が正当に考慮することのできる他の政策的目的ないし理由との関連において調和的に実現されるべきものであるところ、国会の両議院の議員の選挙については、憲法上、議員の定数、選挙区、投票の方法その他選挙に関する事項は法律で定めるべきものとされ（43条2項、47条）、選挙制度の仕組みの決定について国会に広範な裁量が認められている。

そして、衆議院議員の選挙につき全国を多数の選挙区に分けて実施する制度が採用される場合には、選挙制度の仕組みのうち定数配分及び選挙区割りを決定するに際して、憲法上、議員1人当たりの選挙人数ないし人口ができる限り平等に保たれることを最も重要かつ基本的な基準とすることが求められているというべきであるが、それ以外の要素も合理性を有する限り国会において考慮することが許容されているものと解されるのであって、具体的な選挙区を定めるに当たっては、都道府県を細分化した市町村その他の行政区画などを基本的な単位として、地域の面積、人口密度、住民構成、交通事情、地理的状況などの諸要素を考慮しつつ、国政遂行のための民意の的確な反映を実現するとともに、投票価値の平等を確保するという要請との調和を図る

ことが求められている。

したがって、上記のような選挙制度の合憲性は、上記の諸事情を総合的に考慮した上で、国会に与えられた裁量権の行使として合理性を有するといえるか否かによって判断すべきであり、国会が具体的に定めた選挙制度の仕組みが上記のような憲法上の要請に反するため、上記の裁量権を考慮してもなおその限界を超えており、これを是認することができない場合に、初めてこれが憲法に違反することになると解すべきである。

また、定数配分又は選挙区割りが上記のような諸事情を総合的に考慮した上で、投票価値の較差において憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていたとしても、それによって当該区割規定等が直ちに憲法の規定に違反するわけではなく、憲法秩序の下における司法権と立法権との関係に照らすと、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っている旨の司法の判断がされれば、国会はこれを受けて是正を行う責務を負うところ、憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかった場合に限り、当該区割規定等が違憲との評価を受けることになると解すべきである。

以上は、衆議院議員の選挙に関する累次の最高裁大法廷判決の趣旨とするところである（最高裁昭和51年4月14日大法廷判決・民集30巻3号223頁、平成11年大法廷判決、平成19年大法廷判決、平成23年大法廷判決、平成25年大法廷判決ほか参照）。

(2) 原告らは、憲法の前文、1条、56条2項の規定により人口比例選挙の保障が憲法上要求されるとし、本件区割規定は上記保障に反しているから、直ちに憲法98条1項により無効とされるべきである旨主張する。

しかし、厳格な投票価値の平等という理念の下に、議員1人当たりの選挙人数ないし人口ができる限り平等に保たれる選挙制度が構築されることが望ましいことはいうまでもないが、上記のとおり、投票価値の平等のみが選挙制度の仕組みを決定する基準ではなく、国会が正当に考慮することのできる

他の政策的目的ないし理由との関連において調和的に実現されているか否か、すなわち、国会に与えられた裁量権の行使が合理性を有するか否か、また、具体的な区割規定等が憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至つてゐるとしても、憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかつたか否かという観点から、当該区割規定等の違憲性が判断されるのである。

したがつて、人口比例選挙の保障が憲法上要求されるとか、この保障に反していれば直ちに違憲との評価を受ける旨の原告らの主張は採用することができず、これは、上記の最高裁大法廷判決の趣旨からしても明らかである。

2 本件区割規定の合憲性

(1) 本件選挙は、本件区割基準及び本件区割規定の定める選挙区割りの下で初めて施行された衆議院議員総選挙である。

本件選挙日の選挙区間における議員1人当たりの選挙人数の最大較差は2.129であり、平成24年改正及び平成25年改正により、前回の平成24年選挙時における最大較差2.425よりも縮小したが、なお2倍を超えるものであった。

(2)ア 平成23年大法廷判決は、前記第2の2(3)才のような平成21年選挙時における選挙区間の投票価値の較差の状況下において、本件旧区割基準のうち1人別枠方式に係る部分は、遅くとも平成21年選挙時には、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至つており、そのような状態にあつた同方式を含む本件旧区割基準に基づいて定められた本件旧区割規定の定める選挙区割りも、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至つてゐる旨判示した。

また、平成25年大法廷判決も、平成24年選挙は、平成21年選挙時に既に憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至つていた本件旧区割規定の定める選挙区割りの下で再び施行されたものであること、前記第2の2(3)キのとおり選挙区間の投票価値の較差が平成21年選挙時よりも更

に拡大していたこと等に照らし、平成24年選挙時において、本件旧区割規定の定める選挙区割りは憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあったと判示するとともに、平成23年大法廷判決が言い渡された平成23年3月23日には、国会が、本件旧区割規定の定める選挙区割りが上記の違憲状態にあることを認識し得たと判示した。

イ 上記の違憲状態を解消するためには、本件区割基準に従い、直近の平成22年国勢調査の結果に基づいて各都道府県への定数を再配分し、それを前提として多数の選挙区の区割りを改定することが求められていたところである。

しかしながら、国会は、平成23年大法廷判決後、本件選挙時までに、平成24年改正及び平成25年改正によって、1人別枠方式を廃止し、本件区割基準を定めたものの、本件旧区割基準に基づいて配分された定数を前提にこれを0増5減して選挙区間の人口較差が2倍未満になるように、17都県の42選挙区において区割りを改正するという立法的措置を講じたにすぎない。このように、本件区割規定は、平成22年国勢調査の結果を基に1人別枠方式廃止後の本件区割基準に基づく定数の再配分が行われたものではなく、全体として新区画審設置法3条の趣旨に沿った選挙制度の整備が十分に実現されているとはいえず、そのため、今後の人口変動により再び較差が2倍以上の選挙区が出現し増加する蓋然性が高いと想定されるなど、1人別枠方式の構造的な問題は解決されていないのであって、このことは、平成25年大法廷判決の判示するところである。すなわち、上記0増5減の措置と選挙区割りの改定により、本件区割規定の下で、平成22年国勢調査の結果による選挙区間の人口の最大較差が2倍をごくわずかに下回る1.998倍にいったん縮小したとはいえ、社会的な人口変動の趨勢に鑑みれば、早晚較差が2倍以上の選挙区が再び出現し増加することは、容易に想定されたところであり、そうであってみれば、上記改定

による是正は小手先の不十分なものにとどまったといえ、憲法の投票価値の平等の要求に反する違憲状態の瑕疵は、本件区割規定によっても解消されていないとわざるを得ない。

ウ 以上によれば、本件区割規定は、本件選挙時において、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあったというべきである。

エ これに対し、被告らは、平成24年改正及び平成25年改正の結果、本件区割規定により平成22年国勢調査の結果に基づく選挙区間の人口の最大較差が1.998倍に縮小し、平成23年大法廷判決がその合理性を認めている本件区割基準を定める新区画審設置法3条の趣旨に沿うものとなつたから、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態は解消されたと主張する。

しかし、上記説示のとおり、本件区割規定による選挙区割り等の改定は、違憲状態の是正にとって不十分なものにとどまり、1人別枠方式の構造的な問題は解決されていないし、平成23年大法廷判決も、選挙区間の人口の最大較差をいっときでも2倍未満に抑えれば、直ちに当該規定が合憲との評価を受けると述べているわけではないから、被告らの上記主張は採用することができない。

(3) 上記のとおり、本件区割規定が本件選挙時において憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあったとしても、それによって直ちに本件区割規定が憲法の規定に違反するとされるわけではなく、その違憲状態について憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかつた場合に限り、憲法14条1項等の憲法の規定に違反するに至つてはいるとされるのであり、合理的期間内における是正がされなかつたといえるか否かを判断するに当たっては、単に期間の長短のみならず、是正のために採るべき措置の内容、そのために検討を要する事項、実際に必要となる手続や作業等の諸般の事情を総合考慮して、国会の較差是正の実現に向けた取組が司法の判断の趣旨を踏まえた立

法裁量権の行使として相当なものであったといえるか否かという観点から評価すべきものと解される（上記の最高裁大法廷判決参照）。

(4)ア 本件旧区割基準中の1人別枠方式に係る部分及び同方式を含む本件旧区割基準に基づいて定められた選挙区割りについては、平成19年大法廷判決までは憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていないとする最高裁判所の判断が続けられており、これらが違憲状態に至っているとする最高裁判所の判断が示されたのは、平成23年大法廷判決が言い渡された平成23年3月23日であり、国会においてこれらが上記の違憲状態にあると認識し得たのは、同日の時点であるから、上記にいう合理的期間の始期は同日になると解される。

また、平成24年改正及び平成25年改正の成果である本件区割規定は、平成23年大法廷判決の趣旨を踏まえた違憲状態の解消のための立法的措置として不十分なものであることは、上記のとおりであり、国会においても、これらの改正によっても上記の違憲状態がにわかに解消されることは、少なくとも認識し得たというべきであるから、これらの改正によって合理的期間の始期が変わることはない。

イ 平成23年大法廷判決及び平成25年大法廷判決の趣旨を踏まえて上記の違憲状態を解消するためには、本件区割基準に従い、直近の平成22年国勢調査の結果に基づいて各都道府県への議員定数を再配分し、それを前提として多数の選挙区の区割りを改定する立法的措置が求められていたことは、上記2(2)イのとおりである。しかし、上記のような立法的措置は、多くの議員の身分に直接関わり、政党間の利害が複雑に絡み合うものであって、選挙制度の仕組みの見直しに準ずる作業を要するものといえるから、国会における合意の形成が容易ではなく、その協議・検討及び合意形成のために多くの時間を要することは、事柄の性格上認めざるを得ない。そして、本件選挙までの間に、上記の違憲状態のは正にとて不十分なものと

はいえ、本件区割規定を成立させ、その結果、平成22年国勢調査の結果に基づく選挙区間の人口の最大較差が1.998倍に縮小し、平成23年大法廷判決がその合理性を認めている新区画審設置法3条のうちの「各選挙区の人口のうち、その最も多いものを最も少ないもので除して得た数が2以上にならないようにすることを基本とし」との基準に沿うものとしたことは、上記のとおりである。

また、国会においては、上記の暫定的な是正の後も、選挙制度調査会を中心となり、平成23年大法廷判決及び平成25年大法廷判決の趣旨を踏まえた本格的な較差是正のための立法的措置に向けた協議・検討が重ねられ、本件選挙までに一定の意見の集約が得られるなどの前進がみられていました上、本件選挙後も選挙制度調査会を存続再開する方針が確認され、衆議院議長が選挙制度調査会における結論を急ぐ考えを示しているところであり、平成27年に実施予定の国勢調査（簡易調査）の結果に基づく最新の人口統計も踏まえた上で更なる協議・検討が今後進むことも期待できる状況にある。

ウ このように、国会において、平成23年大法廷判決及び平成25年大法廷判決の趣旨を踏まえ、上記の違憲状態を解消するためにそれなりの努力が重ねられており、較差是正のための一定の前進といえる立法的成果も得られていたのであって、この問題への対応や合意の形成に様々な困難を伴うという事柄の性格からして、全体として新区画審設置法3条の趣旨に沿った選挙制度の整備については、漸次的な見直しを重ねることによってこれを実現していくことも、国会の裁量の在り方として許容されていると解されること、本件選挙当時の選挙区間における議員1人当たりの選挙人数の最大較差が2倍を大きく超えるものではなく、過去の累次の最高裁大法廷判決で審理の対象とされた衆議院議員選挙における最大較差と比較しても小さいほか、殊に較差が憲法の投票価値の平等の要求に反しないとされ

た平成17年選挙を対象とした平成19年大法廷判決の事案に比べても、本件選挙当時の最大較差はこれを下回ること（平成23年大法廷判決が対象とした平成21年選挙及び平成25年大法廷判決が対象とした平成24年選挙における最大較差は、いずれもこれを上回る。）に照らすと、本件選挙時において、平成23年大法廷判決の言渡日である平成23年3月23日から3年8か月余りが経過していることを考慮しても、国会の較差是正の実現に向けた取組が平成23年大法廷判決及び平成25年大法廷判決の趣旨を踏まえた立法裁量権の行使として相当なものでなかったとまではいい難く、上記の違憲状態につき、憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかつたと認めることはできない。

- (5) したがつて、本件区割規定は、本件選挙時において、憲法14条1項等の憲法の規定に違反していたということはできない。

3 結論

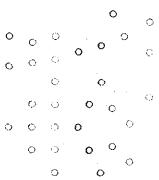
よつて、原告らの本件請求はいずれも理由がないので、これらを棄却することとして、主文のとおり判決する。

名古屋高等裁判所金沢支部第1部

裁判長裁判官 内藤正之

裁判官 藤井聖悟

裁判官 寺 本 明 広



別紙

当事者目録

富山市

原 告

富山県

原 告

富山県

原 告

金沢市

原 告

石川県

原 告

石川県

原 告

福井市

原 告

福井県

原 告

| | | | | |
|-------------|---|---|---|---|
| 原告ら訴訟代理人弁護士 | 升 | 永 | 英 | 俊 |
| 同 | 久 | 保 | 利 | 英 |
| 同 | 伊 | 藤 | 真 | 眞 |
| 同 | 寺 | 本 | 倫 | 子 |
| 同 | 小 | 川 | 直 | 樹 |
| 同 | 井 | 上 | | 拓 |

富山市新総曲輪1番7号

被 告 富山県選挙管理委員会
代 表 者 委 員 長 野 尻 昭 一

金沢市鞍月1丁目1番地

被 告 石川県選挙管理委員会
代 表 者 委 員 長 今 井 欽 次

福井市大手3丁目17番1号

被 告 福井県選挙管理委員会
代 表 者 委 員 長 北 川 稔
被 告 ら 指 定 代 理 人 大 島 太 郎
同 堂 豊 憲 司 吉 子
同 山 谷 齊 講 優 子
同 小 岩 永 友 紀 子
同 豊 齊 藤 本 康 司
同 西 奥 村 弘 卓
同 山 田 下 裕
同 花 畑 仁 樹
同 同 同 同 同 同 宏 司

被 告 富山県選挙管理委員会指定代理人

同 中 谷 仁 樹
同 杉 原 英
同 小 幡 康
同 同 同 同 同 同 義

被 告 石川県選挙管理委員会指定代理人

同 林 孝 雄
同 太 田 大 樹

之三

善浩

浜濱

岩下

孝隆明紀

禎芳敏博

田内三屋

池竹内

同

同同同

被告福井県選挙管理委員会指定代理人

これは正本である。

平成27年3月25日

名古屋高等裁判所金沢支部第1部

裁判所書記官 小川 美穂

